

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2025年1月17日

財形給付金ファンド

追加型投信／国内／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年11月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：63兆6489億円（2024年10月31日現在）

この目論見書により行なう財形給付金ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月16日に関東財務局長に提出しており、2025年1月17日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

勤労者財産形成給付金制度および勤労者財産形成基金制度のための専用ファンドとして、安定した収益の確保を基本目標とします。

財形給付金制度および財形基金（第一種）制度とは、「勤労者財産形成促進法」に基づいて、事業主が勤労者財産形成給付金契約（「給付金契約」といいます。）にしたがって勤労者のために拠出した資金を、または事業主と勤労者双方の代表者により構成される勤労者財産形成基金（「基金」といいます。）が勤労者財産形成基金契約（「基金契約」といいます。）にしたがって構成員事業主から拠出された資金を各々、ファンドが運用し7年後にその元利金を給付金として勤労者※に支給するものです。

※ファンドの受益者とは、委託会社と事業主との間で締結した給付金契約により事業主が指定する勤労者、または委託会社と基金との間で締結した基金契約により基金が指定する勤労者をいいます。

■ ファンドの特色

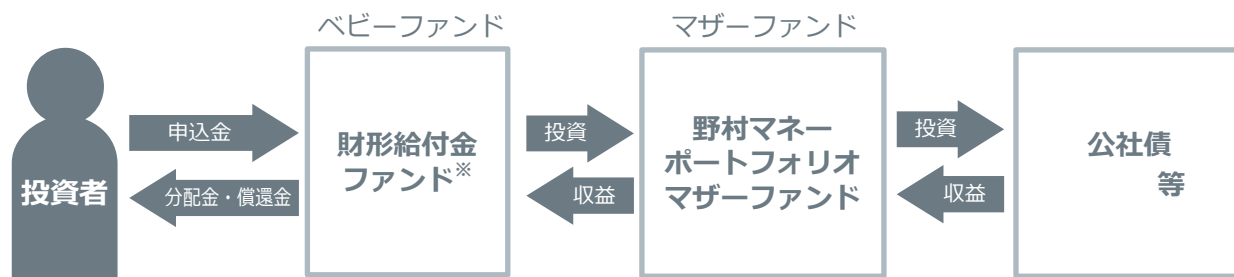
主要投資対象

公社債等を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

- 信託財産のうち、公社債への実質投資割合には制限を設けませんが、給付金の支払いを考慮し、公社債の実質組入比率および実質的に組入れている公社債の償還年次別の分散投資等を通じ、常時、適正な流動性を保持するよう配慮します。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



※マザーファンドのほかに、公社債に直接投資します。



ファンドの目的・特色

主な投資制限

外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

分配の方針

運用による収益は、分配しないで信託財産に留保し、受益者に対しては、給付金契約または基金契約に定める給付時期に留保した収益を含めた時価により解約を行ない、給付金としてお支払いします。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

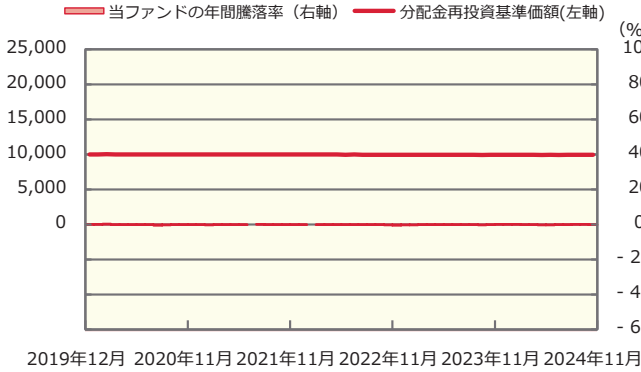
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



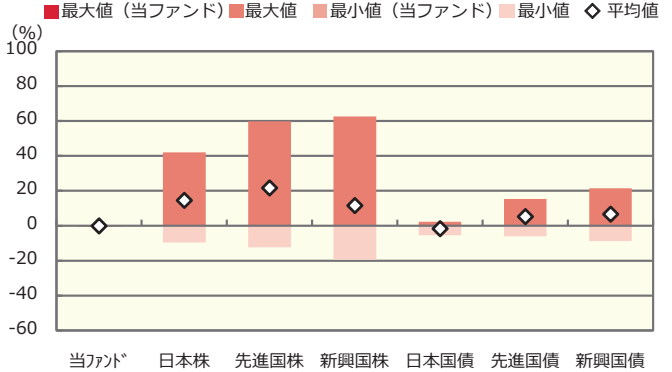
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2019年12月末～2024年11月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 0.6	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.2	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社」)に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

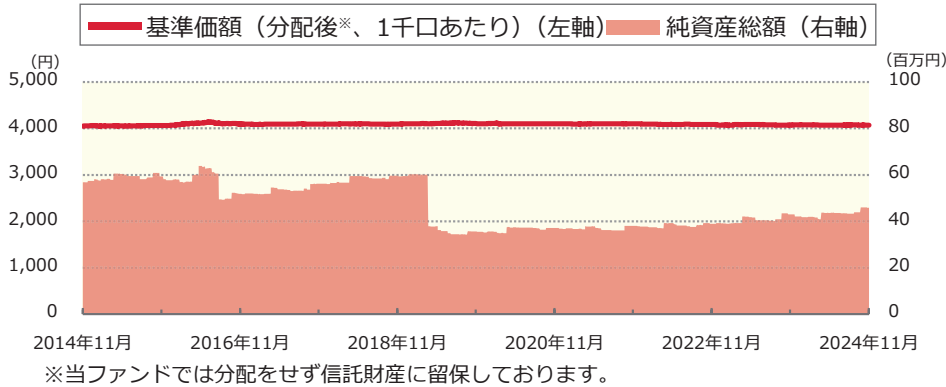
米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2024年11月29日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

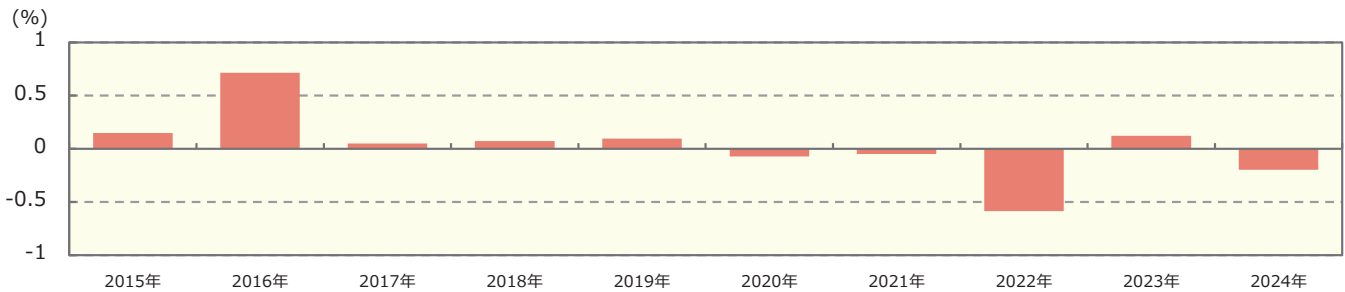
該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	野村マネーポートフォリオ マザーファンド	親投資信託受益証券	87.2
2	国庫債券 利付 (20年) 第123回	国債証券	11.8

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出しておりますが、当ファンドでは分配をせず信託財産に留保しております。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）		
購入価額	追加信託を行なう日（原則として毎月一定の日（20日））の前日の基準価額（ファンドの基準価額は1千口あたりで表示しています。）		
購入代金	原則、毎月一定の日（20日）に、お申込みの販売会社にお支払いください。		
購入申込方法	原則、毎月一定の日（20日）に、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申込みください。		
購入申込者の制限	「勤労者財産形成促進法」に基づいて、事業主もしくは基金が勤労者の財産形成のために拠出した資金を運用するための専用ファンドです。 お申込みにあたっては、以下の契約を締結していただきます。		
	財形給付金制度の場合	お申込みの事業主と委託会社の間で「勤労者財産形成給付金契約」（給付金契約）を締結していただきます。	
	財形基金（第一種）制度の場合	お申込みの基金と委託会社の間で「勤労者財産形成基金契約」（基金契約）を締結していただきます。	
換金単位	1口単位または1円単位		
換金価額	換金実行日の前日の基準価額		
換金代金	販売会社が換金のお申込みを受付けた期間により、以下の通りとなります。		
	受付期間	換金実行日	支払日
	毎月11日から25日まで	翌月5日	翌月10日
	毎月26日から翌月10日まで	翌月20日	翌月25日
※換金実行日もしくは支払日が休業日の場合には翌営業日となります。			
換金に際して	委託会社は、給付金契約または基金契約に基づいて換金を行ない、その換金にかかる金銭（給付金）を受益者にお支払いします。		
申込締切時間	—		
購入の申込期間	2025年1月17日から2026年1月15日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。		
換金制限	—		
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情等により適正な基準価額の算定が不可能となった場合には、上記の事情が解消する日まで、追加信託、換金の実行を延期する場合があります。		
信託期間	無期限（1975年10月20日設定）		
繰上償還	やむを得ない事情が発生したとき等は、償還となる場合があります。		
決算日	毎年10月19日		
収益分配	運用による収益は、分配しないで信託財産に留保し、受益者に対しては、給付金契約または基金契約に定める給付時期に留保した収益を含めた時価により解約を行ない、給付金としてお支払いします。		
信託金の限度額	300億円		



手続・手数料等

公 告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

※お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	ありません										
信託財産留保額	ありません										
換金時手数料	<p>給付金契約または基金契約で定める7年を経過したものにかかる換金であるときは、無手数料とします。中途支払いにかかる換金であるとき、またはファンドの繰上償還以外の事由による給付金契約または基金契約の解除にかかる換金であるときは、換金価額に1.32% (税抜1.2%)の率を乗じて得た額とします。</p> <p>換金時手数料は、中途支払い、給付金契約および基金契約解除にかかる換金に関する事務コストの対価として、換金時に頂戴するものです。</p>										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年2.0%以内 (2025年1月16日現在 年0.02046%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支払先の配分(税抜) および 役務の内容</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">委託会社</td> <td> <p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p style="text-align: right;">年0.00786%</p> </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">販売会社</td> <td> <p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p style="text-align: right;">年0.0106% <small>(注)</small></p> </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">受託会社</td> <td> <p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p style="text-align: right;">年0.002%</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">* 上記配分は、2025年1月16日現在の信託報酬率における配分です。 (注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。 * 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。</p>	信託報酬率		年2.0%以内 (2025年1月16日現在 年0.02046%)	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	<p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p style="text-align: right;">年0.00786%</p>	販売会社	<p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p style="text-align: right;">年0.0106% <small>(注)</small></p>	受託会社	<p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p style="text-align: right;">年0.002%</p>
	信託報酬率		年2.0%以内 (2025年1月16日現在 年0.02046%)								
	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	<p>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</p> <p style="text-align: right;">年0.00786%</p>								
		販売会社	<p>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</p> <p style="text-align: right;">年0.0106% <small>(注)</small></p>								
受託会社		<p>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</p> <p style="text-align: right;">年0.002%</p>									
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>										



手続・手数料等

税金

● 中途給付にかかる換金の場合

- ・ 給付金の給付は、原則として7年後に行なわれることになっておりますが、それ以前に給付を受けることもできます。その場合には中途給付の事由により税制上の取扱いは以下の通りとなります。

中途給付の事由		税制上の取扱い
受益者の死亡		相続税の課税対象となる所得
給付金制度の場合	退職、持家取得、疾病、災害等	一時所得
基金制度の場合	退職等による退会、持家取得、疾病、災害等	
上記以外の事由		給与所得

● 満期給付にかかる換金の場合

- ・ 給付の対象となる勤労者は、勤務先もしくは基金が払い込みを行なった日から満7年後の日が満期日になります。この満期日から6ヵ月前までに払い込まれた金額と運用益の金額が一時金として、該当する勤労者に給付されます。この給付金の税法上の扱いは一時所得となります。一時所得は受取額50万円までは非課税、50万円を超える分についてはその2分の1がその年の課税対象となります。

● 特別法人税と地方税の取扱いについて

- ・ ファンドは、給付金契約および基金契約にかかる信託財産として、法人税法の規定により特別法人税、および地方税法の規定により当該特別法人税額に応じて課せられる地方税が課せられます。なお、2024年11月末現在、租税特別措置法第68条の5の規定が適用されています。

* 税法上の取扱いが一時所得・給与所得となり所得税が課される場合については、所得税に加えて復興特別所得税も課されます。

* 上記は2024年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



手続・手数料等

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.02	0.02	0.00

(2023年10月20日～2024年10月19日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している千口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

- ファンドの名称について
「財形給付金ファンド」を「財形給付金」という場合があります。